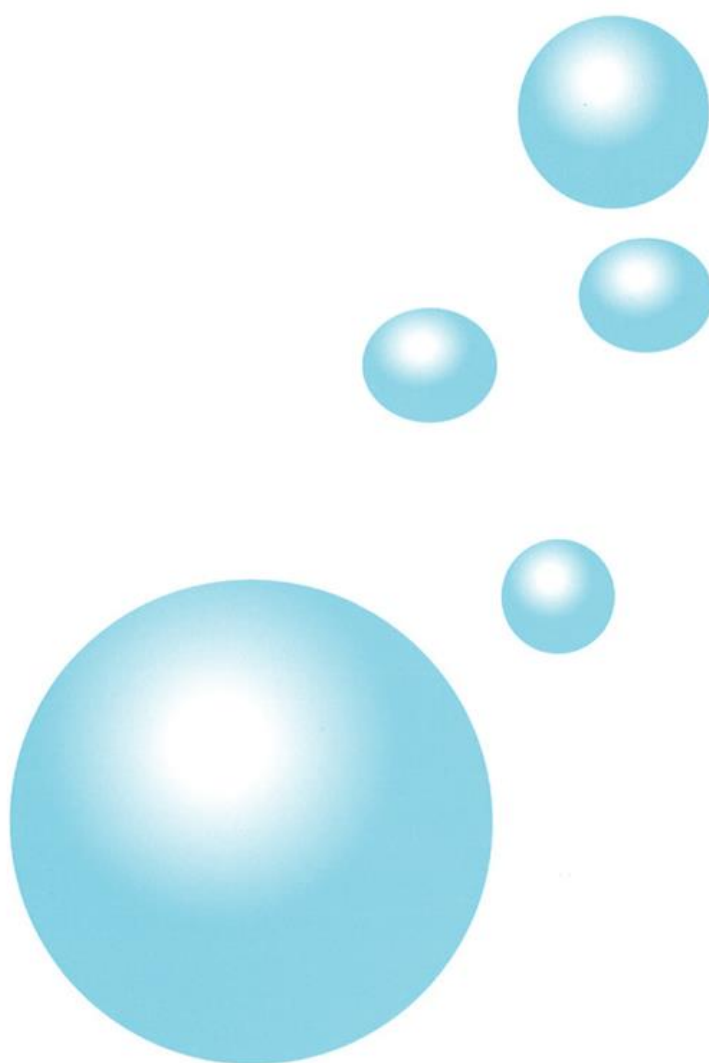


北広島市障がい支援計画

(平成27年度～平成29年度)

【 障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画 】

～ とともに生きよう とともに暮らしていくために ～



平成27年3月

北広島市

計画の基本的事項

■ 計画の位置づけ

北広島市障がい支援計画は、障がい児・者が尊厳をもちいきいきと暮らしていけるよう、北広島市障がい者福祉計画と北広島市障がい福祉計画を一体的に策定した計画です。

北広島市障がい者福祉計画は、北広島市の障がい施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すもので、障がい児・者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

北広島市障がい福祉計画は、前述した北広島市障がい者福祉計画の基本方針を踏まえ、調和を図りながら、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込み量を示した計画として位置づけています。

■ 計画期間

北広島市障がい支援計画（障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画）の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。また、国、北海道の計画や北広島市地域福祉計画など関連計画の見直しがある場合には、その動向を踏まえ適切な見直しを図ることとします。

計画名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域福祉計画	第3期計画(H24~H26)			第4期計画(H27~H32)					
高齢者保健福祉計画	(H24~H26)			(H27~H29)			-		
介護保険計画	第5期計画(H24~H26)			第6期計画(H27~H29)			-		
障がい者福祉計画	(H24~H26)			障がい支援計画(H27~H29)			-		
障がい福祉計画	第3期計画(H24~H26)			-			-		
健康づくり計画	第3次計画(H24~H26)			第4次計画(H27~H32)					
次世代育成支援対策推進計画	後期計画(H22~H26)			子ども・子育て支援プラン(H27~H31)					
子ども・子育て支援事業計画	-			-					

障がい者福祉の現状

障がい者等の概況

北広島市には、平成26年4月現在で障がい児・者が4,497人います。総人口の7.5%、人口で13.3人に一人、世帯数で5.9世帯に一人となっています。平成21年4月には3,623人、全人口の6.0%でした。障がい児・者は、この5年間で874人増加し、全人口に対する比率は1.5ポイント上昇しています。

障がい種別では、身体(身体障害者手帳の交付者)が2,647人(全障がい者の58.9%)、知的(療育手帳の交付者)が551人(12.3%)、精神(精神障がいによる通院および入院患者等)が1,299人(28.9%)となっています。

年齢で見ると、70歳以上の方が1,833人おり、全障がい者の40.8%を占めています。また、70歳以上の障がい者は、全市人口の同じ年齢階層の17.2%、5.8人に一人となっています。また、10歳代では知的障がい、20～40歳代では精神障がいが多く、50歳以上では身体障がいが多くなっています。

このほか、心身の発達に心配があるため、手帳等の交付は受けていないものの、障がい児通所支援事業所などで療育を受けている児童は73人います。

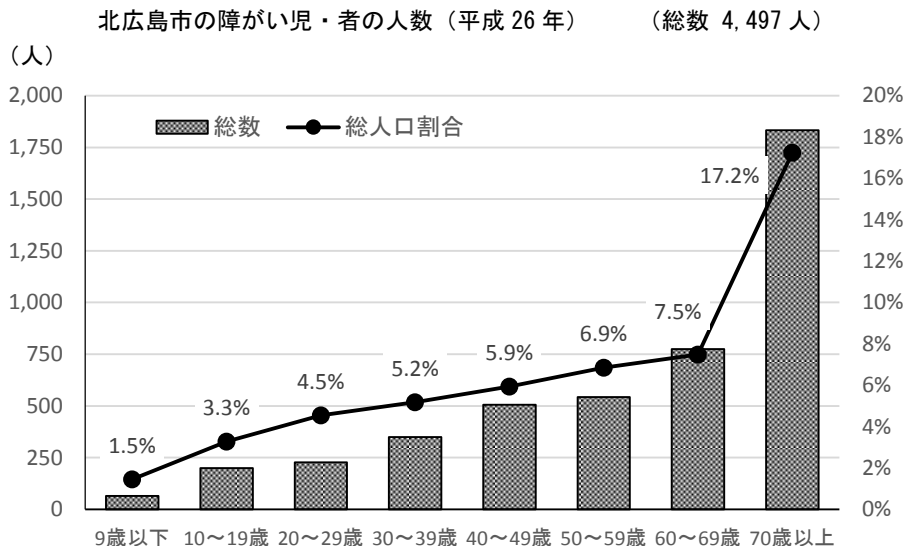
北広島市の障がい児・者の人数(平成26年)

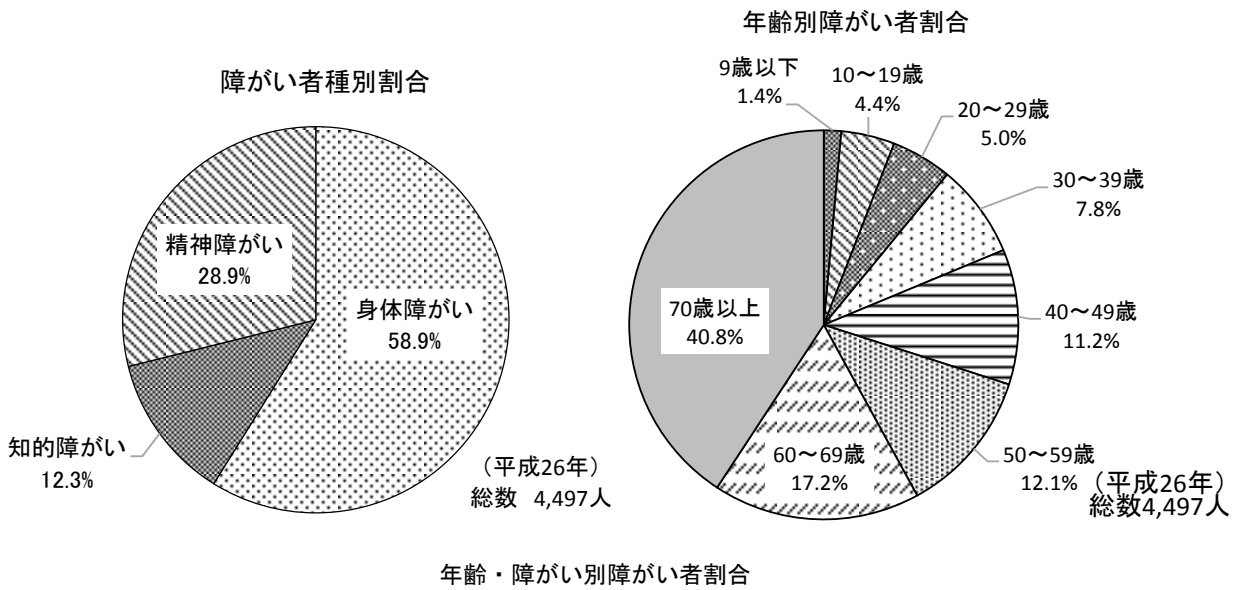
	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計	総人口	比率
9歳以下	21	44	0	65	4,463	1.5%
10～19歳	35	127	38	200	6,105	3.3%
20～29歳	34	111	82	227	4,991	4.5%
30～39歳	62	102	186	350	6,760	5.2%
40～49歳	128	68	309	505	8,514	5.9%
50～59歳	269	50	224	543	7,919	6.9%
60～69歳	556	33	185	774	10,336	7.5%
70歳以上	1,542	16	275	1,833	10,629	17.2%
合計	2,647	551	1,299	4,497	59,717	7.5%
構成比	58.9%	12.3%	28.9%	100.0%		

資料: 身体・知的は平成26年4月1日/北広島市調べ。

精神は平成25年12月31日(5歳単位で2等分したものを採用)/北海道調べ。

人口は平成26年3月末/住民基本台帳



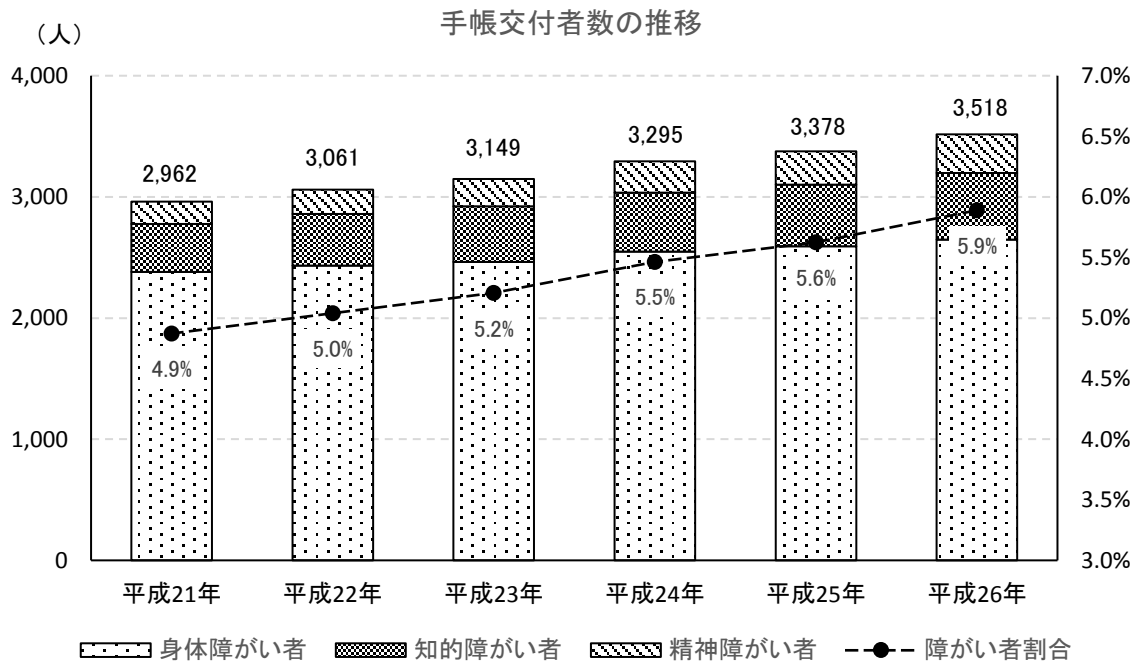


身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	H26/H21
総人口	60,802	60,729	60,465	60,291	60,044	59,717	-1,085	98.2%
身体障がい者	2,381	2,435	2,463	2,548	2,592	2,647	266	111.2%
知的障がい者	397	424	461	489	509	551	154	138.8%
精神障がい者	184	202	225	258	277	320	136	173.9%
手帳交付者計	2,962	3,061	3,149	3,295	3,378	3,518	556	118.8%
障がい者割合	4.9%	5.0%	5.2%	5.5%	5.6%	5.9%		

※ 身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ(各年4月1日)

※ 総人口：住民基本台帳(各年3月末日)



資料：身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ(各年4月1日)

北広島市障がい者福祉計画等の推進

■障がい者福祉計画

計画策定の目的および基本メッセージ

北広島市は、「すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目指し、北広島市総合計画や国および北海道の障害者基本計画等を上位計画として、障がい児・者の自立や社会参加の促進など、だれもが住みやすい、ともに支え合う地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、基本メッセージ『ともに生きよう ともに暮らしていくために』を設定します。

基本メッセージ

ともに生きよう ともに暮らしていくために

基本理念

基本メッセージを支えるものとして、以下の3つの基本理念を定めます。

■障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい児・者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加ができる地域づくり

■障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進

障がいの種別にかかわらず、一元的な制度のもとで充実した障がい福祉サービスのある地域づくり

■地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

障がい児・者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続に向けた支援、就労支援などに対応するサービスの提供体制を整備し、地域の社会資源を最大限活用し障がい児・者の生活を地域全体で支える地域づくり

基本方針

基本理念を支える具体的な柱として、計画推進のための3つの基本方針を定めま
す。基本方針は、障がい福祉施策の理念を具体的に示す方針であり、これら目標
の具現化を通じ、基本理念の実現を図ります。

■ 地域生活支援体制の充実

障がい児・者が「地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、障がい
福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の充実を
目指すとともに、障がい児・者が地域で暮らしていく上で障壁となる差別
などを取り除き、地域の一員として市民の理解を深められるよう取り組み
ます。

さらに、子育て、教育、健康・医療、サービス事業者、雇用等の関係者
からなる「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用して、地域ネットワ
ークを構築し、関係機関との連携を強化し、地域支援体制の充実を目指し
ます。

■ 地域生活への移行促進

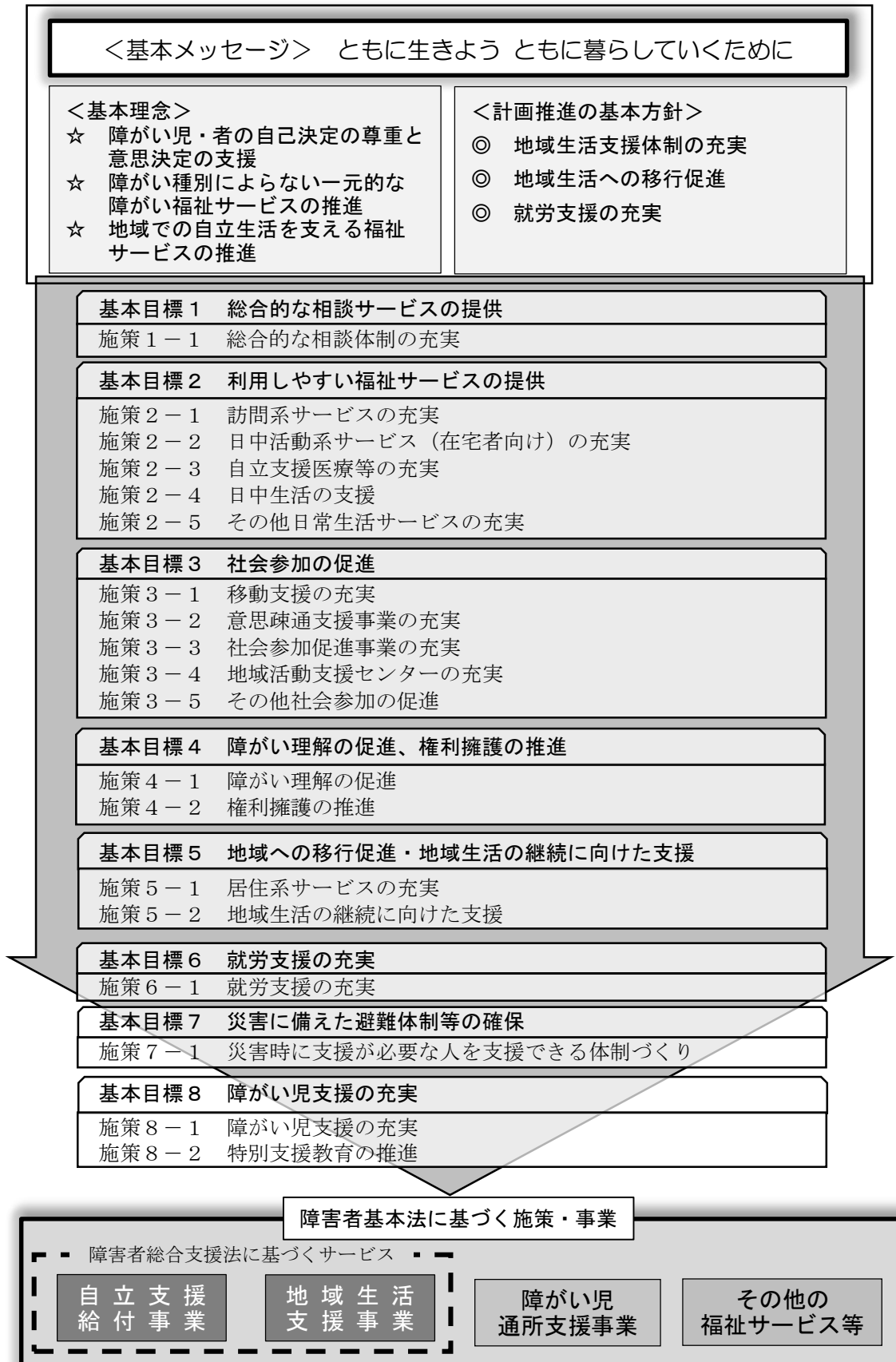
本人が「どこでどのように暮らしたいか」を尊重した、地域生活への移
行を目指します。そのために、居住の場であるグループホームなどについ
て、社会資源の充実を目指します。

■ 就労支援の充実

障がい者が意欲や能力に応じて働くことができるよう、教育関係、福祉
関係、労働関係などの各関係機関との連携を強化するとともに、障がい者
雇用について、企業等の理解を深めながら、就労支援施策を充実させ雇用
促進を図ります。

基本目標及び施策体系

北広島市の障がい福祉施策を展開するための施策の柱となる基本目標および施策体系は以下のとおりです。



障がい福祉計画

障がい者福祉計画の基本理念、基本目標の実現を目指して展開する施策は、以下のとおりです。

基本目標 1 総合的な相談サービスの提供

総合的な相談体制の充実

障がい児・者が、障がいのない人と同じように地域で生活し活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。

- 相談支援事業
- 計画相談支援
- 障害児相談支援
- 北広島市障がい者自立支援協議会
- 相談員制度
- こども発達支援センターでの療育相談

基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの提供

訪問系サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパー等が自宅等へ訪問してサービスを提供する訪問系サービスの充実を図ります。

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 訪問理容サービス
- 配食サービス

日中活動系サービス（在宅者向け）の充実

地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービス（在宅者向け）の充実を図ります。

- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 障がい児通所支援事業
- 日中一時支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 訪問入浴サービス
- 放課後対策（学童クラブ）
- 特別支援児童保育
- 障がい者医療的ケア支援事業

自立支援医療等の充実

障がい児・者がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。

- 自立支援医療（更生医療）
- 自立支援医療（育成医療）
- 自立支援医療（精神通院医療）
- 重度心身障がい者医療費助成
- 重度心身障がい者等通院交通費助成
- ひとり親家庭等医療費助成

日中生活の支援

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、補装具の給付、日常生活用具の給付、活動の場の提供など日中生活の支援を図ります。

- 補装具の給付
- 日常生活用具の給付
- 自助具の給付
- 紙おむつの給付

その他日常生活サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立した日常生活を地域で見守り、声かけや相談を受けるよう、地域活動と連携した地域づくりを図ります。

- 緊急通報システム事業
- 除雪サービス
- 融雪装置設置費補助
- 自立援助住宅改修助成

基本目標3 社会参加の促進

移動支援の充実

障がい児・者が地域で安全に外出できるよう、各種サービスなどを受けられるよう、移動手段の充実を図ります。

- 移動支援事業
- 障がい者自動車運転免許取得費助成
- 障がい者自動車改造費助成
- 精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成
- 福祉バスの運行
- 移送サービス
- 福祉タクシー・福祉自動車燃料チケットの交付

意思疎通支援事業の充実

障がい児・者の地域でのコミュニケーションを円滑に行えるよう、多様な表現手段の確保を図ります。

- 専任手話通訳者の配置と派遣
- 手話講習会の開催
- 要約筆記奉仕員の養成と派遣
- 朗読、点訳ボランティアの養成
- 点字、声の広報の発行

社会参加促進事業の充実

障がい児・者が地域での社会活動に参加できるよう、様々な交流と体験機会の提供を図ります。

- フレンドリーセンター事業
- 障がい者スポーツ教室等
- 療育キャンプ
- 総合体育館等の使用料金減免

地域活動支援センターの充実

障がい者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

- 地域活動支援センター事業

その他社会参加の促進

障がい児・者が在宅や地域で社会活動への参加機会の確保ができるよう、様々な福祉情報の提供と公共空間や住宅のバリアフリー化を推進します。

- 障がい児・者に配慮した公共施設の整備とバリアフリー化
- 市営住宅にバリアフリー整備
- 住宅改造のための相談・支援
- 福祉情報ガイドブックの発行

基本目標4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

障がい理解の促進	
障がいの有無にかかわらず全ての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none">●相談支援事業●自発的活動支援●障がいを理由とする差別解消の取組み●北広島福祉ショップ
権利擁護の推進	
地域で障がい児・者とその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい児・者の権利擁護を図ります。 また、平成28年度に設置予定の「(仮称)権利擁護センター」で成年後見制度などの支援や市民後見人の育成を図っていくとともに、関係機関と連携して総合的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">●成年後見制度の利用促進●日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)●障がい者虐待防止事業

基本目標5 地域生活への移行促進、地域生活の継続に向けた支援

居住系サービスの充実	
障がい者の地域での自立生活を支援するため、居住系施設の確保と、そこでの居住系サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none">●共同生活援助(グループホーム)●施設入所支援●宿泊型自立訓練●福祉ホーム
地域生活の継続に向けた支援	
在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた介護者が居なくなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●相談支援事業

基本目標6 就労支援の充実

就労支援の充実	
障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するため、就労のための必要な訓練や、活動の場を提供するなど、障がい者の就労を支援する取組みを促進します。また、障がい者が働きやすい環境となるよう、企業等における障がい者の職場定着を支援する取組みを進めます。 また、市においては、障がい者授産製品の販売促進のため、北広島福祉ショップ等への支援を継続して行うとともに、「北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、福祉的就労を行っている事業所等への発注をさらに促進していきます。	<ul style="list-style-type: none">●就労移行支援●就労継続支援(A型・B型)●相談支援事業●北広島市障がい者自立支援協議会●北広島福祉ショップ

基本目標 7 災害に備えた避難体制等の確保

災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

障がい児・者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時における支援体制づくりを促進します。また、障がいの特性に配慮した避難スペース（福祉避難所）の整備を図ります。

- 避難行動要支援者避難支援プラン
- 福祉避難所の設置

基本目標 8 障がい児支援の充実

障がい児支援の充実

障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加のため、早期発見・早期療育を一層進めるとともに、関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を地域で提供する体制づくりを進めます。

- 相談支援事業
- 障害児相談支援
- 障がい児通所支援事業
- 日中一時支援事業
- 北広島市障がい者自立支援協議会
- 赤ちゃん訪問
- 乳児健康診査、1歳6か月健康診査、3歳健康診査
- こども発達支援センターでの療育相談
- 放課後対策（学童クラブ）
- 特別支援児童保育

特別支援教育の推進

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育を受けられるよう、障がい児の教育の充実や支援を図ります。

- 教育支援委員会の設置
- 特別支援学級の開設
- 通級指導教室の開設
- 特別支援教育就学奨励費の支給
- 私立幼稚園振興補助の支給
- 特別支援教育の充実

第4期障がい福祉計画における数値目標

福祉施設入所者の地域生活への移行

区 分	数 値	備 考
平成26年3月31日の施設入所者数	99人	第4期障がい福祉計画作成時点の施設入所者数
[目標値] 平成29年度末の地域生活移行者数	12人	平成26年3月31日の施設入所者数のうち12%の人がグループホーム等の地域生活へ移行することを目標とする。
[目標値] 平成29年度末の施設入所者減少見込数	11人	平成26年3月31日の施設入所者数から11%減少することを目標とする。

福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者数

区 分	数 値	備 考
平成24年度の一般就労移行者数	10人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
[目標値] 平成29年度の年間一般就労移行者数	20人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

就労移行支援事業の利用者数

区 分	数 値	備 考
平成25年度の就労移行支援事業所利用者数	15人	平成26年3月の就労移行支援事業所利用者数
[目標値] 平成29年度の就労移行支援事業所利用者数	29人	平成29年3月の就労移行支援事業所利用者数

地域生活支援拠点等の整備

障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、北海道での議論を注視しつつ、体制の整備に努めます。

障がい福祉サービスの充実と提供体制の確保

訪問系サービス

単位：人

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	89	92	95
重度訪問介護	1	2	2
同行援護	5	6	7
行動援護	10	11	12
重度障害者等包括支援	0	0	0
訪問系合計	105	111	116

日中活動系サービス

単位：人

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	6	6	6
生活介護	188	196	203
自立訓練（機能訓練）	5	6	6
自立訓練（生活訓練）	2	3	3
就労移行支援	20	25	29
就労移行支援（養成）	1	1	1
就労継続支援（A型）	37	41	45
就労継続支援（B型）	162	167	168
短期入所（福祉型）	25	26	27
短期入所（医療型）	7	7	8
日中活動系合計	453	478	496

居住系サービス

単位：人

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	94	90	87
グループホーム	63	69	75
宿泊型自立訓練	1	1	1
居住系合計	158	160	163

相談支援

単位：人

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	485	501	517
地域移行支援	5	6	6
地域定着支援	2	3	4
障害児相談支援	150	154	159

障がい児通所支援

単位：人

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	79	82	85
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	80	83	86
保育所等訪問支援	10	10	10
障がい児通所支援合計	169	175	181

■ 地域生活支援事業の充実と提供体制の確保

地域生活支援事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業（箇所数・実施の有無）			
① 相談支援事業			
ア 障害者相談支援事業（箇所数）	2	2	2
イ 基幹相談支援センター	未実施 （※）	未実施 （※）	未実施 （※）
② 市町村相談支援事業機能強化事業	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業（人）	1	2	2
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 （実施の有無）	未実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（人）	28	31	34
② 手話通訳者設置事業（実施の有無）	実施	実施	実施
(7) 日常生活用具給付等事業（件／年）			
① 介護・訓練支援用具	11	11	11
② 自立生活支援用具	40	40	40
③ 在宅療養等支援用具	10	10	10
④ 情報・意志疎通支援用具	16	16	16
⑤ 排泄管理支援用具	1,477	1,541	1,608
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修）	2	2	2
(8) 手話奉仕員研修事業（派遣可能者数）	13	14	15
(9) 移動支援事業			
① 実利用者数（人／年）	114	118	122
② 延べ利用時間数（時間／年）	8,233	8,522	8,811
(10) 地域活動支援センター			
① 実施箇所数（箇所数）	3	3	3
② 実利用者数（人／年）	54	54	54
③ 平均利用者数（人／日）	31	31	31

※：基幹相談支援センターの機能として求められる総合的な相談業務については、市が相談支援事業所（生活支援・就労支援）と連携を図り、その機能を担っていきます。